

(2)更に女工教育機關の労働組合の管理に務むこと等の努力を要する。
 (3)休業及び勉強の時間を得る爲めに、労働工場の新築業及び時間の労働制を
 促進すること。

● 労働女工の保健に關する件

提出者 横浜合同労働組合
 説明者 金子秀雄

【決議】

本大会は労働女工の健康が年々侵蝕され行く現状に対し、政府及資本家が労働
 女工の保健に關し適當なる保証の道を講ずべきことを決議する。

【理由】

我が國の輸出貿易上地位を占むる繊維工場的女工は全國に於て五十万を算す
 る。之等労働女工の疾病が如何に恐るべきものであり、又社会的大問題であ
 るか、は次の数字に依つても明かである。
 労働女工数一万人中、疾病又は負傷者の總数は五千名で罹病率は、突に五
 割を示してゐる。
 疾病の種類も、は、感冒(割二分)、胃腸病七分五厘、脚氣二分五厘、結核
 性肺炎一分六厘、(この数二〇〇。)

この結果は疾病に依る死亡者は罹病者の半分以上を占めてゐる。(内七割は工
 場で死せし三割は解雇されてゐる。)

殊にこの結果は、若者は十七八歳の妙齡の婦人に多い。更にその多くは勤
 續一年未満で退社してゐる。(大正十五年二月内務省社会局調査)

以上の数字を以つて見るも如何に労働工場の職業が衛生上に有害であるか
 を証明するものである。斯くの如き状態を容許する支配階級の態度は罪惡
 ことを吾人は斷じて許容することは出来ぬ。

【実行方法】

- (1)資本家及、政府をして職業病の調査を促さしめて職業の範圍を明確にし法律
 上の公認を要求すること。
- (2)職業病の認定に關しては労働組合の監督権を獲得すること。
- (3)法律上完全なる保証をなせしむる爲めに工場法の改正を要求すること。
- (4)職業の禁止、時間の短縮、工場内外の医科及衛生設備の充備等の要求の爲め
 に、組合は不断の闘争を続ける。
- (5)此の爲めに評議会は他団体と共に共同して邁る。